

新型コロナウイルス感染症に 関する相談・支援窓口案内 (鹿児島県版ガイドブック)

鹿児島行政監視行政相談センターでは、新型コロナウイルス感染症に関して、国民の皆様からのお問合せなどを受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

相談の受付：平日 8：30～17：15

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談される場合は、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAXをご利用くださいますようお願いいたします。
感染防止対策へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

- 行政相談専用ダイヤル 099-223-1100
上記時間帯以外は留守番電話で受け付け、翌日以降に対応します。
- インターネットによる相談受付
URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
携帯、スマホ、タブレットはこちらのQRコードから簡単アクセスできます。
- FAXによる相談受付
FAX：099-224-3248



まくみみ鹿児島



<目次>

医療機関の受診等に関すること

- 1 厚生労働省の電話相談窓口（新型コロナワクチン以外の一般的な問合せ）（P.1）
- 2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談（P.1）
- 3 新型コロナウイルス感染症ワクチンについての相談窓口、海外渡航用のワクチン接種証明書（P.4）
- 4 電話・オンライン診療についての情報（P.8）

お金のこと（生活資金）

- 5 生活福祉資金の貸付（P.9）
- 6 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（P.10）
- 7 生活保護、お金、仕事、住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）（P.10）
- 8 住居確保給付金、住宅ローンの相談（P.12）
- 9 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（P.13）

学校に関すること

- 10 就学援助制度、高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援（P.14）

仕事に関すること（助成金・給付金等）

- 11 持続化補助金（小規模事業者向け）の相談（P.15）
- 12 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談（P.15）
- 13 雇用調整助成金についての相談（P.16）
- 14 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談（P.17）
- 15 中小法人・個人事業者のための月次支援金の支給（P.18）
- 16 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金（P.18）
- 17 両立支援等助成金育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」（P.20）

事業経営等に関すること

- 18 金融機関との取引に関する相談（P.22）
- 19 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談（P.22）
- 20 農林漁業者や食品事業者等からの相談（P.24）
- 21 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談（P.25）
- 22 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談（P.26）
- 23 フェリー、旅客船、貨物船等海事関係事業者からの相談（P.26）
- 24 テレワーク導入に関する相談（P.26）

役所の手続や公共料金に関すること

- 25 雇用保険の受給手続等の特例 (P.28)
- 26 所得税等の納税の猶予 (P.28)
- 27 国民年金保険料の免除、厚生年金保険料の納付の猶予 (P.29)
- 28 労働保険料の納付の猶予 (P.31)
- 29 県税の徴収の猶予 (P.31)
- 30 市町村税、国民健康保険料(税)、介護保険料の減免、猶予 (P.32)
- 31 電気料金・NTT電話料金・NHK受信料の支払についての相談 (P.32)
- 32 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給 (P.33)
- 33 運転免許証の有効期間の措置延長等 (P.33)

ご家庭に関することやその他の情報

- 34 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)について (P.35)
- 35 Go To トラベル事業について (P.35)
- 36 Go To Eat キャンペーンについて (P.36)
- 37 Go To 商店街事業について (P.36)
- 38 Go To イベント事業について (P.37)
- 39 不当な差別やいじめ等についての相談 (P.37)
- 40 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルについての相談 (P.37)
- 41 配偶者等からの暴力(DV)についての相談、児童虐待についての相談 (P.38)
- 42 法律相談の窓口 (P.38)
- 43 県社会保険労務士の相談窓口 (P.39)

お役立ち情報ウェブサイト

- 44 首相官邸 (P.40)
- 45 内閣官房 (P.40)
- 46 厚生労働省 (P.40)
- 47 経済産業省 (P.40)
- 48 鹿児島県 (P.40)

がいきくじんむ じょうほう そうだんまどぐち 外国人向けの情報、相談窓口

- 49 がいきくじんむ じょうほう そうだんまどぐち 外国人の情報、相談窓口 (P.41)

本資料は、関係機関・団体等のホームページ掲載情報を令和3年10月7日時点で当センターが収集・整理したものです。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、当センターのホームページ（下記URL参照）に記載しております。

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kagoshima.html>

医療機関の受診等に関すること

1 厚生労働省の電話相談窓口（新型コロナワクチン以外の一般的な問合せ）

◆ 厚生労働省

新型コロナウイルス感染症（新型コロナワクチン以外）に関する電話相談窓口
0120-565653（フリーダイヤル、9:00～21:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
（注）聴覚に障害のある方など電話でのご相談が難しい場合は、FAXをご利用ください。

FAX：03-3595-2756

外国語にも対応しており、受付時間は次のとおりです。

- ・英語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語：9:00～21:00
- ・タイ語：9:00～18:00
- ・ベトナム語：10:00～19:00

（新型コロナウイルス感染症についての厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

◆ コロナ相談かごしま（鹿児島県）

新型コロナウイルス感染症に関する問合せや感染症の拡大等で影響を受ける県民や事業者における支援の相談等

- ・電話：099-833-3221
- ・FAX：099-225-0672

・メールアドレス：cskagoshima@aurora.ocn.ne.jp（電話による相談ができない方については、FAXとメールによる相談も受け付けています。）

- ・7か国語に対応しています（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語）
- ・24時間対応しています。（土日・祝日も含む）なお、ベトナム語・タイ語は平日10時～18時のみの対応

◆ 受診・相談センター（鹿児島県・鹿児島市）

発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医にまずはご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、以下の受診・相談センター（保健所）にご相談ください。

発熱等の症状がある患者の診療又は検査を行う「診療・検査医療機関」をご紹介します。

また、夜間や休日に発熱等の症状が悪化した場合は、以下の電話相談医療機関にご相談ください。

〈受診・相談センター（保健所）の連絡先〉

かかりつけ医がなく、相談する医療機関に迷う場合の相談先です。

対応時間：平日 8時30分～17時15分

保健所	管轄区域	電話番号 (FAX番号)	メールアドレス
鹿児島市保健所	鹿児島市	099-216-1517 (099-803-7026)	—
指宿保健所	指宿市	0993-23-3854 (0993-23-2142)	ibu-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
加世田保健所	枕崎市、南さつま市、 南九州市	0993-53-2315 (0993-53-4519)	minami-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
伊集院保健所	日置市、いちき串木野市、 三島村、十島村	099-273-2332 (099-272-5674)	kago-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
川薩保健所	薩摩川内市、さつま町	0996-23-3165 (0996-20-2127)	kita-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
出水保健所	阿久根市、出水市、長島町	0996-62-1636 (0996-63-1114)	izumi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
大口保健所	伊佐市	0995-23-5103 (0995-23-5124)	ookuchi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
始良保健所	霧島市、始良市、湧水町	0995-44-7956 (0995-44-7969)	airaisa-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
志布志保健所	曾於市、志布志市、大崎町	099-472-1021 (099-472-2855)	shibushi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
鹿屋保健所	鹿屋市、垂水市、東串良町、 錦江町、南大隅町、肝付町	0994-52-2106 (0994-52-2110)	oosumi-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
西之表保健所	西之表市、中種子町、 南種子町	0997-22-0018 (0997-22-1846)	kumage-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
屋久島保健所	屋久島町	0997-46-2024 (0997-46-3522)	yaku-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
名瀬保健所	奄美市、大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、喜界町	0997-52-5411 (0997-53-7874)	oosima-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp
徳之島保健所	徳之島町、天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、与論町	0997-82-0149 (0997-83-2535)	toku-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

受診・相談センターへFAX又はメールで相談される方は、お名前、連絡先（FAX番号、メールアドレス）、体温、症状等を詳しく記載してください。

なお、FAX及びメールでの対応は、開庁時間となります。

〈電話相談医療機関の連絡先〉

平日夜間・土日に発熱等の症状がある場合の相談先です。

なお、電話相談医療機関で必ずしも診療・検査ができるわけではありません。

指宿、大口、西之表保健所管内では電話相談医療機関がないため、お住まいの方で発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医にまずはご相談ください。

相談する医療機関に迷う場合や平日夜間・土日において、緊急に医療機関での対応を要する場合は受診・相談センター（保健所）にご相談ください。

医療機関名	住 所	電話番号	相談対応日時
夜間休日診療所 キタゾノ クリニック	鹿児島市平之町9-1	099-213-9200	月木金： 0:00～18:00 23:00～24:00 火水：24時間対応 土： 0:00～15:00 23:00～24:00 日： 0:00～ 9:00 15:00～24:00
社会医療法人 緑泉会米盛病院	鹿児島市与次郎1-7-1	080-8742-3026	月～金： 0:00～ 8:30 17:15～24:00 土日：24時間対応
ふじいクリニック ク串木野	いちき串木野市119番地	0996-32-2222	月火木金： 9:00～12:00 14:00～18:00 水土：9:00～12:00
広域医療法人 EMS松岡救急 クリニック	南九州市川辺町永田4164-8	0993-78-3789	月～日：24時間対応
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-23-5221	月～金： 0:00～ 8:30 17:00～24:00 土： 0:00～ 8:30 12:30～24:00 日：24時間対応
川内市医師会立 市民病院	薩摩川内市永利町4107-7	0966-22-1111	月～金： 0:00～ 8:30 17:00～24:00 土： 0:00～ 8:30 12:30～24:00 日：24時間対応
出水総合医療 センター	出水市明神町520番地	080-6479-1791	月～日：24時間対応
出水郡医師会 広域医療 センター	阿久根市赤瀬川4513	0996-73-1331	月～金： 0:00～ 8:30 17:00～24:00 土日：24時間対応
大井病院	姶良市加治木町本町141番地	0995-63-2291	月～金：0:00～ 8:00 17:00～24:00 土日：24時間対応
青雲会病院	姶良市西餅田3011	0995-66-3080	月～金：0:00～8:00 18:00～24:00 土日： 0:00～12:00 13:00～24:00
大隅広域夜間 急病センター	鹿屋市共栄町14-18	0994-45-4119	月～日： 0:00～ 6:30 18:30～24:00

池田温泉 クリニック	垂水市田神3536-1	0994-32-6161	月～金： 0:00～ 8:30 18:00～24:00 土日：24時間対応
松下医院	志布志市志布志町安楽52-3	070-7625-1124	月～日：24時間対応
松岡救急クリニ ック分院	曾於市末吉町二之方6013	0986-36-5505	月～日：24時間対応
小瀬田みんなの 診療所	熊毛郡屋久島町小瀬田849-18	0977-43-5100	月～日：24時間対応
屋久島徳洲会病 院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467	0997-42-2200	月～日：24時間対応
喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾字前金久315	0997-65-1100	月～日： 0:00～ 6:00 18:00～24:00
与論徳洲会病院	大島郡与論町茶花403-1	0997-97-2511	土日：9:00～17:00

- ◆ 一般電話相談（鹿児島県）
 症状がある場合は、受診・相談センター（1ページ参照）
 鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課
 099-286-2720（FAX:099-286-5556）
 受付時間：平日の8時30分～17時15分

3 新型コロナウイルス感染症ワクチンについての相談窓口、海外渡航用のワクチン接種証明書

- ◆ 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
 0120-761770
 （フリーダイヤル、9:00～21:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
 （注）聴覚に障害のある方など電話でのご相談が難しい場合は、FAXをご利用ください。
 FAX：03-3581-6251
 外国語にも対応しており、受付時間は次のとおりです。
 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語 9:00～21:00
 タイ語 9:00～18:00、ベトナム語 10:00～19:00
 （ワクチンについての厚生労働省のホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
 ※ ワクチンについてのQ&A、ワクチン接種実績などが掲載
- （厚生労働省のコロナワクチンナビ）
<https://v-sys.mhlw.go.jp/>
 ※ ワクチンの概要・効果、供給されるワクチン、接種状況等の情報が掲載されているほか、最寄りの医療機関・接種会場の検索等が可能

※ 海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、ワクチン接種の事実を公的に証明する海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書の交付申請が各市町村で開始されています。

接種証明書は、当分の間、①予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症の接種（医療従事者の先行・優先接種、職域接種、通常接種（市町村の発行した接種券を利用しての接種）等）を受けたこと、②我が国から海外へ渡航する際、接種証明書を所持していることにより、相手国による防疫措置の緩和が受けられるといった理由から本証明書を必要とすること、のいずれも当てはまる方を対象に発行されます。

それ以外の方が接種の記録を必要とする場合は、接種時に発行される「接種済証」又は「接種記録書」をご利用ください。各市町村における発行窓口や手続き方法については、実際に接種証明書を発行する各市町村にお問い合わせください。

（ワクチンの接種証明書についての厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

◆ 首相官邸の特設ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/vaccine.html>

※ ワクチンについての政府の基本方針や基本的な情報等が掲載

◆ 鹿児島県 ワクチン接種後の副反応等に係る相談

ワクチン接種後の副反応等を含め、ワクチンに関する専門的な相談に対応するため、専用窓口を設置しています。

- 電話番号：099-833-3221（コロナ相談かごしまと共通）
- 受付時間：10:00～17:00（土日・祝日を含む）
7か国語対応（英語・中国・韓国語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・ポルトガル語）
聴覚障がいがある方など電話による相談が難しい方については、FAXとメールによる相談も受け付けています。
- FAX番号：099-225-0672
- メールアドレス：cskagoshima@aurora.ocn.ne.jp

鹿児島県におけるワクチンに関するホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/covid19-vaccine.html>

※ 新型コロナウイルスワクチンに関する情報提供

◆ 鹿児島県内市町村におけるコロナワクチン接種に関する相談窓口

※ 接種券に関すること、接種方法や接種場所等についてのご相談は、お住まいの市町村へお問い合わせください。

市町村名	相談窓口	電話番号 (FAX番号)	対応可能時間
鹿児島市	新型コロナワクチンコールセンター	099-833-9567 (099-225-0603)	8:30~19:00 (土日・祝 日含む)
三島村	民生課	099-222-3141 (099-219-5221)	8:30~17:00 (月~金)
十島村	住民課新型コロナワクチン接種対策室	099-222-2101 (099-223-6720)	8:30~17:00 (月~金)
日置市	日置市コロナワクチンコールセンター	099-248-7592 (099-248-7598)	9:00~18:00 (月~土)
いちき 串木野市	いちき串木野市コロナワクチンコールセ ンター	0996-33-2700 (0996-33-3452)	8:30~17:00 (月~金)
指宿市	新型コロナワクチン接種コールセンター	0993-23-1105 (0993-27-1200)	9:00~17:00 (月~金)
枕崎市	新型コロナワクチン市民接種コールセンタ ー	0993-76-1187 (0993-76-1224)	9:00~16:30 (月~金)
南さつま市	南さつま市コロナワクチンコールセンター	0993-76-1522 (0993-53-2112)	8:30~17:00 (月~金)
南九州市	健康増進課保健予防係	0993-76-1228 (0993-83-3550)	8:30~17:00 (月~金)
薩摩川内市	市民保健課新型コロナウィルスワクチン 接種推進プロジェクトチーム	0996-23-5111 (0996-23-5051)	8:30~17:30 (月~金)
さつま町	保健福祉課健康増進係	0996-53-1111 (0996-52-3514)	8:30~17:00 (月~金)
阿久根市	新型コロナウィルスワクチン接種コールセ ンター	0996-79-3007 (0996-73-0297)	9:00~17:00 (月~金)
出水市	新型コロナワクチン接種コールセンター	050-5530-8606 (0996-63-0680)	9:00~18:00 (月~金)
長島町	町民保健課保健予防係	0996-86-1157 (0996-86-2155)	8:30~17:00 (月~金)
霧島市	コロナワクチンコールセンター	0570-025-679 (0995-55-1608)	9:00~17:00 (月~金)
始良市	始良市ワクチン接種専用コールセンター	050-5491-8735 (0995-67-0095)	9:00~20:00 (土日・祝 日含む)
湧水町	健康増進課健やか推進係	0995-74-3111 (0995-74-4249)	8:30~17:00 (月~金)
伊佐市	市民課新型コロナワクチン接種調整班	0995-23-1311 (0995-22-3550)	8:30~17:00 (月~金)
曾於市	保健課コロナ感染症対策係	0986-76-8806 (0986-76-8283)	9:00~17:00 (月~金)
志布志市	保健課新型コロナウィルスワクチン接種 推進室	099-474-1111 (099-474-0611)	8:30~17:00 (月~金)

大崎町	新型コロナワクチン相談窓口 新型コロナワクチン予約センター	099-476-1111 (099-476-3979) 099-478-1133 (099-476-3979)	8:30~17:30 (月~金)
鹿屋市	新型コロナウィルスワクチン接種コールセンター 新型コロナウィルスワクチン相談窓口	0570-012-130 (0994-41-2117) 0994-45-4712 (0994-41-2117)	9:00~17:00 (月~金)
垂水市	保健課新型コロナワクチン接種対策係	0994-32-1150 (0994-32-6625)	9:00~17:00 (月~金)
錦江町	健康保険課健康増進チーム	0994-22-3044 (0994-28-3367)	8:30~17:00 (月~金)
南大隅町	町民保健課保健衛生係	0994-25-1500 (0994-24-3119)	9:00~17:00 (月~金)
肝付町	健康増進課健康増進係	0994-65-2564 (0994-65-2517)	8:30~17:00 (月~金)
東串良町	新型コロナワクチン専用接種コールセンター	0994-45-7733 (0994-62-8454)	8:30~17:00 (月~土)
西之表市	健康保険課健康増進係	0997-24-3233 (0997-24-3234)	8:00~17:00 (月~金)
中種子町	町民保健課保健予防係	0997-27-1080 (0997-24-2020)	8:30~17:00 (月~金)
南種子町	保健福祉課健康保険係	0997-26-1111 (内線131) (0997-26-0708)	8:30~17:00 (月~金)
屋久島町	新型コロナワクチン予約相談センター	0570-002-082	9:00~18:00 (土日・祝日を含む)
奄美市	健康増進課予防係	0997-52-1111 (0997-52-7414)	8:30~17:00 (月~金)
大和村	保健福祉課	0997-57-2218 (0997-57-2161)	8:30~17:00 (月~金)
宇検村	保健福祉課保健予防係	0997-67-2212 (0997-67-2262)	8:30~17:00 (月~金)
瀬戸内町	瀬戸内町ワクチンコールセンター	0997-72-3001 (0997-72-3762)	9:00~17:00 (月~金)
龍郷町	龍郷町ワクチン接種コールセンター	0997-69-4579 (0997-62-2535)	9:00~17:00 (月~金)
喜界町	保健福祉課健康増進係	0997-65-3165 (0997-65-3523)	8:30~17:00 (月~金)
徳之島町	健康増進課保健センター	0997-83-3121 (0997-83-2736)	8:30~17:00 (月~金)
天城町	けんこう増進課保健センター	0997-85-4100 (0997-85-4103)	8:30~17:00 (月~金)

伊仙町	健康増進課保健センター	0997-86-2124 (0997-86-3219)	8:30~17:00 (月~金)
和泊町	保健福祉課保健センター 新型コロナワクチン接種専用ダイヤル	0997-84-3510 (0997-81-4040)	8:30~17:00 (月~金)
知名町	保健福祉課保健センター内 コロナ予防接種専用電話	0997-84-3155 (0997-81-5030)	8:30~17:00 (月~金)
与論町	町民福祉課保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	080-7576-8773 080-7293-1849 (0997-97-5110)	8:30~17:00 (月~金)

4 電話・オンライン診療についての情報

- ◆ 厚生労働省のホームページにおいて、電話・オンライン診療の手順のほか、都道府県ごとに電話・オンライン診療の対応医療機関リストが公表されています。

(厚生労働省のホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html

お金のこと（生活資金）

5 生活福祉資金の貸付

- ◆ 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」、「総合支援資金」の特例貸付が実施されています。

今回の特例措置では、二つの資金とも償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除される取扱いとなっています（償還の免除について、緊急小口資金は、令和3年度又は4年度のいずれかが住民税非課税である場合。総合支援資金は、初回貸付が、令和3年度又は4年度のいずれかが住民税非課税である場合。延長貸付分が、令和5年度が住民税非課税である場合。再貸付分が、令和6年度が住民税非課税である場合。住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主）。詳細は、下記の厚生労働省のコールセンター又はお住まいの市町村の社会福祉協議会にお問合せください。

詳細は、下記の厚生労働省のコールセンター又はお住まいの市町村の社会福祉協議会（リンク先：<http://www.kaken-shakyo.jp/chiiki/chiikishakyo.html>）に問合せください。

- ◆ 厚生労働省 緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
0120-46-1999
（フリーダイヤル、9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（生活福祉資金についての厚生労働省のホームページ）

<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

※ 「緊急小口資金」は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対象が拡大されています（無利子・保証人不要。世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき、世帯員に要介護者がいるとき等の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内。今回の特例の申請期間は令和3年11月30日まで延長されています。）。

※ 「総合支援資金」（総合支援資金のうち生活支援費）は、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対象が拡大されています（無利子・保証人不要。単身世帯は月15万円以内、2人以上世帯は月20万円以内で原則3か月以内）。

また、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付が終了した方を対象に、「総合支援資金」の再貸付（最大60万円）を実施するとされています。初回貸付、再貸付のいずれも、申請期間は11月30日までに延長されています。

6 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ◆ 緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や貸付について不承認とされた世帯等に対して（生活保護受給中の世帯を除く。）、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給されます。

収入要件、資産要件、求職等要件を満たすことが必要であり、支給額（月額）は、単身世帯が6万円、2人世帯が8万円、3人以上世帯が10万円で支給期間は、7月以降の申請月から3か月（申請受付は11月30日まで）となっています。

詳しい内容については、各市、三島村、十島村、長島町、南種子町、屋久島町にお住まいの方は、市町村の福祉担当課、それ以外にお住まいの方は県が設置している「暮らし・しごとサポートセンター」（10ページ「鹿児島県生活困窮者自立相談支援機関」参照）や地域振興局、支庁の福祉担当課にお問い合わせください。

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター
0120-46-8030（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※一般的な問合せに対応
（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金についての厚生労働省のホームページ）
<https://corona-support.mhlw.go.jp/shien/index.html>

7 生活保護、お金、仕事、住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）

- ◆ 生活保護受給のための要件や手続等については、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所（市部では市、町村部では都道府県が設置）の生活保護担当にお問い合わせください。

※ 生活保護は、資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です（支給される保護費は、地域や世帯状況によって異なります）。

- ◆ お金、仕事、住宅など、生活に関するお悩みについては、お住まいの市町村の生活困窮者自立支援機関の下記相談窓口にご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行ないます。

鹿児島県生活困窮者自立相談支援機関一覧

自治体	窓口名（管轄区域）	電話番号	FAX番号
鹿児島県	さつま暮らし・しごとサポートセンター（さつま町）	0996-52-2443	0996-52-1148
	湧水暮らし・しごとサポートセンター（湧水町）	0995-75-2200	0995-75-2756

	大隅くらし・しごとサポートセンター (大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町)	099-52-2072	0994-52-2073
	種子島中央くらし・しごとサポートセンター (中種子町)	0997-26-1703	0997-26-1730
	同センター中種子町サテライト	0997-27-1845	0997-27-1660
	北大島くらし・しごとサポートセンター (大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町)	0997-54-1204	0997-56-8108
	同センター大和村サテライト	0997-58-3434	0997-58-3434
	同センター宇検村サテライト	0997-67-2295	0997-67-2296
	同センター瀬戸内町サテライト	0997-72-4144	0997-72-4145
	同センター龍郷町サテライト	0997-62-5020	0997-62-5120
	喜界くらし・しごとサポートセンター (喜界町)	0997-58-5588	0997-65-0405
	徳之島くらし・しごとサポートセンター (徳之島町、天城町、伊仙町)	0997-82-1122	0997-82-1123
	沖永良部くらし・しごとサポートセンター (和泊町、知名町)	0997-92-2299	0997-81-4114
	同センター知名町サテライト	0997-93-5261	0997-93-5723
	与論くらし・しごとサポートセンター (与論町)	0997-97-5042	0997-97-2840
鹿児島市	鹿児島市生活自立支援センター	099-803-9521	099-216-1234
鹿屋市	福祉政策課保護係	0994-31-1113	0994-44-2494
枕崎市	福祉課援護係	0993-72-1111	0993-72-1656
阿久根市	阿久根市社会福祉協議会	0996-72-3800	0996-72-3803
出水市	安心サポートセンター (自立相談支援)	0996-63-4197	0996-62-7767
指宿市	地域福祉課援護係	0993-22-2111	0993-24-4342
西之表市	西之表市社会福祉協議会 (西之表市くらしサポートセンター)	0997-22-0506	0997-22-0757
垂水市	福祉課	0994-32-1111	0994-32-6625
薩摩川内市	障害・社会福祉課生活支援相談グループ	0996-23-5111	0996-23-0808
	薩摩川内市社会福祉協議会		
日置市	福祉課	099-248-9419	099-273-3063
曾於市	生活相談支援センター	0986-72-0011	0986-72-0744
霧島市	生活福祉課	0995-64-0881	0995-64-0946

	(子ども・くらし相談センター)		
いちき 串木野市	福祉課保護係	0996-33-5619	0996-32-3124
南さつま市	福祉課生活支援係	0993-53-2111	0993-52-0113
志布志市	志布志市社会福祉協議会 (しぶし生活自立支援センター)	099-472-1830	099-472-1835
奄美市	保護課生活支援係	0997-57-1111 (内線5120)	0997-52-6955
南九州市	南九州市社会福祉協議会	0993-83-3961	0993-83-3962
伊佐市	福祉課保護係	0995-23-1311 (内線1269)	0995-22-5035
始良市	始良市社会福祉協議会	0995-65-7757	0995-64-5440
三島村	民生課	099-222-3141	099-219-5221
十島村	住民課	099-222-2101	099-223-6720
長島町	長島町社会福祉協議会	0996-86-0190	0996-86-0951
南種子町	種子島中央くらし・しごとサポートセ ンター	0997-26-1703	0997-26-1730
屋久島町	屋久島町福祉事務所	0997-43-5900	0997-43-5905

8 住居確保給付金、住宅ローンの相談

◆ 厚生労働省 住宅確保給付金相談コールセンター

0120-23-5572

(フリーダイヤル、9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日も対応)

※ 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方（主たる生計維持者）で、収入要件・資産要件・求職活動要件等に合致すれば、一定期間（原則3か月、延長は2回までで最長9か月）、家賃相当額（上限あり）が支給される可能性がありますので、厚生労働省コールセンター又は上記7の自立相談支援機関ご相談ください。

支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われます。

令和3年1月1日以降は、令和2年度に新規申請して受給を開始した方に限り、一定の要件を満たせば最長で12か月まで延長することが可能になります。また、3か月間の再支給の申請期間は、令和3年11月末まで延長となりました。

(住居確保給付金についての厚生労働省のホームページ)

<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

- ◆ 住宅ローンについて、住宅金融支援機構や各銀行等において返済期間の延長など条件変更の対応を行なっている場合があります。住宅ローンの条件変更については、各銀行等にお問い合わせください。

9 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◆ 厚生労働省 給付金コールセンター（ひとり親世帯分）

0120-400-903

（フリーダイヤル、9:00～18:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（ひとり親世帯分）

次の①～③のいずれかに該当する方に対し、児童1人当たり一律5万円が支給されます。

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

（①に該当する方は申請不要です。②又は③に該当する方は、申請が必要ですので、申請書に振込先口座等を記入後、必要書類とともにお住まいの市町村の窓口へ直接又は郵送でご提出ください。児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）となっています。）

詳細については、上記厚生労働省のコールセンター又はお住まいの市町村にお問い合わせください。

- ◆ 厚生労働省 給付金コールセンター（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

0120-811-166

（フリーダイヤル、9:00～18:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

次のいずれかに該当する方に対し、児童1人当たり一律5万円が支給されます。

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方
- ② ①のほか、対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する方
 - ・ 令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税の方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

（①に該当する方は申請不要です。②に該当する方は、申請が必要ですので、申請書に振込口座先等を記入後、必要書類とともにお住まいの市町村の窓口へ直接又は郵送で提出ください。児童の範囲は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）となっています。）

詳細については、上記厚生労働省コールセンター又はお住まいの市町村にお問い合わせください。

学校に関すること

10 就学援助制度、高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援

- ◆ 経済的理由により就学困難な児童・生徒（小学校・中学校）の保護者に対しては、学用品や学校給食費等就学のため必要な経費を補助する「就学援助制度」がありますので、在籍する学校又はお住まいの市町村の教育委員会にお問合せください。
- ◆ 高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金が支給されます。

〈県立高等学校〉

各高等学校

県教育庁総務福利課 経理係

電 話：099-286-5193

メール：kyo-kei@pref.kagoshima.lg.jp

〈私立高等学校〉

各学校法人

県庁学事法制課 私立学校係

電 話：099-286-2146

メール：gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp

〈市立高等学校〉

各高等学校、各市教育委員会

- ◆ 「高等教育の修学支援新制度」として、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（大学・短大・高専・専門学校生等）を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金（返済不要）と授業料減免による支援が受けられます。詳しくは、各大学等の窓口又は下記の日本学生支援機構奨学金相談センターにお問い合わせください。
- ◆ 大学（大学院含む。）・短大・高専等の学費等の支援内容、手続などの相談窓口
日本学生支援機構奨学金相談センター
0570-666-301
(ナビダイヤル、9:00~20:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
※ 世帯（父母等）の収入が大きく減った方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイトなどの収入が減ったため新たに支援を受けたい方、今まで奨学金や授業等の減免を受けていなかった方などについて、奨学金の給付・貸付等が受けられる可能性があります。

(支援についての文部科学省のホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

(奨学金事業についての日本学生支援機構のホームページ)

https://www.jasso.go.jp/news/1194803_1579.html

仕事に関すること

11 持続化補助金（小規模事業者向け）の相談

◆ 持続化補助金（小規模事業者持続的発展支援事業）

〈一般型〉

小規模事業者が行う販路開拓等の取組（チラシ作成、ウェブサイト作成、店舗改装等）を支援するもので、補助額上限は50万円（補助率3分の2）となっています。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・ 商工会議所地区は、日本商工会議所 03-6747-4602
（9：30～12：00、13：00～17：30、土曜日・日曜日・祝日、年末年始除く。）
- ・ 商工会地区について、鹿児島県では鹿児島県商工会連合会
099-226-3773
（9：00～12：00、13：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日、年末年始除く。）

〈低感染リスク型ビジネス枠〉

感染拡大防止と事業継続を両立させるために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、前向きな取組を加速化する小規模事業者を対象に支援するもので（消毒液の購入や換気設備の導入等にかかる経費）、補助額上限は100万円（補助率は4分の3）となっています。

詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・ 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター
03-6731-9325（9：30～17：30、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

12 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談

◆ 鹿児島労働局特別労働相談窓口

- ・ 鹿児島労働局 雇用環境・均等室
099-223-8239（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）
〔 解雇、休業等、妊娠中の女性労働者が利用できる母性健康管理措置、小学校休業等対応助成金、特別休暇制度の導入に関するコンサルティング支援、働き方・休み方改善コンサルティング支援等 〕

099-222-8446（助成金係）

〔 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等
両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）及び両立支援等助成金（介護離職防止支援コース：
新型コロナウイルス感染症対応特例）に関する相談 〕

なお、解雇、休業などに関する相談は、下記の各労働基準監督署でも受け付けています。

労働基準監督署名	管轄区域	電話番号
鹿児島	鹿児島市、いちき串木野市、指宿市、西之表市、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市、鹿児島郡、熊毛郡	099-214-9175
川内	薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	0996-22-3225
鹿屋	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、肝属郡、曾於郡	0994-43-3385
加治木	伊佐市、霧島市、姶良市、姶良郡	0995-63-2035
名瀬	奄美市、大島郡	0997-52-0574

- ・ 休業・労働時間等に関すること
鹿児島労働基準監督署
099-803-9637（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）
 - ・ 雇用に関すること
ハローワークかごしま
099-250-6090（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）
 - ・ 新卒者内定取消、入職時期繰下げに関すること
かごしま新卒応援ハローワーク（ヤングハローワークかごしま）
099-224-3433（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）
 - ・ 派遣契約解除等に伴う、休業・労働契約解除（派遣切り）など
鹿児島労働局 職業安定部 需給調整事業室
099-803-7111（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）
- ◆ 鹿児島県による労働者向け問い合わせ・相談
鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課
099-286-3188、3014

13 雇用調整助成金についての相談

- ◆ 雇用調整助成金についての相談窓口
- ・ 厚生労働省 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999（9:00～21:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

- ・ 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課
099-219-8713（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）

※ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、令和2年4月1日～令和3年11月30日までを緊急対応期間と位置付け、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が実施されています（上記の期間に休業を実施した場合。特例措置により助成率及び上限額の引き上げが行われており、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10分の10を助成）。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主が対象となっています。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
- ② 最近1か月間の売上高または生産量などが前年度同月比5%以上減少している（比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置あり）
- ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も対象です（緊急雇用安定助成金による助成。助成内容や申請先等は雇用調整助成金と同様）。

（雇用調整助成金についての厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

14 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談

- ◆ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276（フリーダイヤル、月曜日～金曜日 8:30～20:00、土曜日・日曜日・祝日8:30～17:15）

※ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者（パート・アルバイト含む。）のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により支給されるものです。時短営業などで勤務時間が短くなった方や、シフトの日数が減少した方も申請できます。

以下の条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円。令和3年5月からは9,900円）が休業実績に応じて支給されます。

- ① 令和2年10月1日～令和3年11月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- ② 令和2年4月1日～6月30日まで及び令和3年1月8日～11月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）

の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険被保険者でない方も対象）

- ※ 申請方法は郵送又はオンライン申請となっております。詳しくは、下記の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金ホームページ又は上記コールセンターにお問い合わせください。労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能とされています。

（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

15 中小法人・個人事業者のための月次支援金の支給（国）

- ◆ 国の月次支援金事業コールセンター

0120-211-240

（フリーダイヤル、8:30~19:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

IP電話等の場合は、03-6629-0479

（月次支援金ホームページ）

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin/index.html>

- ※ 令和3年4月以降に、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業、不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人等及び個人事業者等に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、事業全般に広く使える月次支援金が支給されます（以下の①、②を満たせば業種、地域を問わず対象）。

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受け、月間売上が令和元年又は令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること

支給額は、中小法人等が1か月当たり上限20万円、個人事業者等が1か月当たり上限10万円となっています。

申請期間は、4月分・5月分は6月16日～8月15日まで、6月分は7月1日～8月31日まで、7月分は8月1日～9月30日まで、8月分は9月1日～10月31日までとなっており、オンライン申請が基本となっています。詳しくは上記コールセンターにお問い合わせるか、上記ホームページでご確認ください。

16 小学校休業等対応助成金・支援金

- ◆ 厚生労働省 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-60-3999（9:00~21:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者の皆さまを支援するため、令和2年度に実施した「小

学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開しました。

〈小学校休業等対応助成金・支援金の概要〉

・支給対象者

【小学校休業等対応助成金】

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主

【小学校休業等対応支援金】

子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

・対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等※に通う子ども

※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

i)新型コロナウイルスに感染した子ども

ii)風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

iii)医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

・支給額

【小学校休業等対応助成金】労働者を雇用する事業主の方

休暇中に支払った賃金相当額※×10/10

※1日当たり13,500円を支給上限(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については15,000円)

【小学校休業等対応支援金】委託を受けて個人で仕事をする方

仕事ができなかった日について、1日当たり6,750円(定額)

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に住所を有する方は7,500円

・申請先(郵送)

【小学校休業等対応助成金】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室(鹿児島県に本社がある場合)

(〒892-8535 鹿児島市山下町13番21号鹿児島合同庁舎2階)

【小学校休業等対応支援金】

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

・対象期間・申請期限

※休暇の取得期間に応じて申請期限がありますので、ご注意ください。

対象となる休暇の取得期間	申請期限
令和3年8月1日～同年10月31日	令和3年12月27日（月）必着
令和3年11月1日～同年12月31日	令和4年2月28日（月）必着

〈労働者の皆さまへ〉

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口の設置

「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を、令和3年9月30日から令和4年1月31日までの期間、全国の都道府県労働局に設置しています。

労働者からの「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の労働者の方からの相談内容に応じて、事業主への小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行っています。

本県における小学校休業等助成金に係る特別相談窓口は次のとおり

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-223-8239

（受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く））

〈新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内〉

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（17ページ参照）の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。

労働者の方が利用を希望する場合、都道府県労働局「小学校等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。

それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金についてのホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）についてのホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

17 両立支援等助成金（育児休業等支援、介護離職防止支援）に関する相談

- ◆ 鹿児島労働局の相談窓口（雇用環境・均等室。鹿児島県に本社がある場合）
099-223-8239（月～金 8:30～17:15、祝日、年末年始を除く。）

① 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症の対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります（事業所単位ではなく、事業主単位での申請）。

助成額は1人当たり5万円、1事業主につき10人まで（上限50万円）となっており、特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。詳しくは鹿児島労働局の窓口にお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金（18ページ参照）が再開されたことに伴い、本支援コースによる助成金については、令和3年9月30日までに取得した休暇が対象となります。

令和3年8月1日～9月30日の期間については、本支援コースによる助成金又は小学校休業等対応助成金のうちいずれか一つのみの申請となります。

② 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

令和3年4月以降、新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業主が支援対象となります。

要件は、新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること（法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度）、家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が上記休暇を合計5日以上取得することとなっています（事業所単位ではなく、事業主単位での申請）。

助成額は、合計5日以上10日未満が20万円、合計10日以上が35万円で、1事業主あたり5人まで申請可能となっています。詳しくは鹿児島労働局の窓口にお問い合わせください。

事業経営等に関すること

18 金融機関との取引に関する相談

- ◆ 金融機関のどの窓口にお問い合わせをすればよいか、金融機関との取引に関する相談等の窓口
 - ・ 金融庁 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル
0120-156811（フリーダイヤル、10:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
 - ・ 九州財務局 新型コロナウイルス関連金融相談ダイヤル
〈本局〉
096-353-6352（9:00～16:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

〈鹿児島財務事務所理財課〉
099-226-6155（9:00～16:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

19 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談

- ◆ 資金繰り支援全般に関する相談
 - ・ 中小企業庁 中小企業金融相談窓口
0570-783183（9:00～19:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
 - ・ 九州経済産業局 産業部中小企業課
092-482-5447（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
（中小企業向け補助金・総合支援サイト）
<https://mirasapo-plus.go.jp/>
- ◆ 下請け取引配慮要請に関する相談
下請かけこみ寺
0120-418-618（平日 9:00～17:00（12:00～13:00除く。））
最寄りの「下請けかけこみ寺」につながります。

※ 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。
- ◆ 商工組合中央金庫による相談窓口
鹿児島支店 099-223-4101

※ 融資制度の案内等については、0120-542-711（フリーダイヤル、平日9:00～17:00、土曜日9:00～15:00）でも受け付けております。

◆ 日本政策金融公庫による相談窓口

各支店でも相談を受付（平日、9:00～15:00）

日本政策金融公庫 鹿児島支店 国民生活事業	099-224-1241
日本政策金融公庫 鹿児島支店 中小企業事業	099-223-2221
日本政策金融公庫 鹿児島支店 農林水産事業	099-805-0511
日本政策金融公庫 鹿屋支店 国民生活事業	0994-42-5141
日本政策金融公庫 川内支店 国民生活事業	0996-20-2191

※ 事業の資金繰りについて、事業資金相談ダイヤル0120-154-505（平日9:00～17:00、土曜日は、国民生活事業：0120-112476、中小企業事業：0120-327790）で受け付けているほか、鹿児島県内の各支店でも融資等の相談を受け付けています。

◆ 独立行政法人 奄美群島振興開発基金
新型コロナウイルスに関する相談窓口（融資、返済）

本部 業務課 0997-52-4511（平日 9:00～16:00）

徳之島事務所 0997-82-0309（平日 9:00～16:00）

沖永良部事務所 0997-92-1314（平日 9:00～16:00）

◆ 鹿児島県による相談窓口
〈鹿児島県中小企業融資制度に関する相談〉

鹿児島県商工労働水産部 経営金融課
099-286-2946

◆ 鹿児島県内では、以下の窓口でもご相談を受け付けています。

- ・ 鹿児島県信用保証協会
099-223-0271
- ・ 鹿児島県商工会連合会
099-226-3773
- ・ 鹿児島県中小企業団体中央会
099-222-9258
- ・ 県内の各商工会議所

鹿児島商工会議所 (新型コロナウイルス総合相談)	099-225-9533 (経営支援第一課) 099-225-9534 (経営支援第二課)
枕崎商工会議所	0993-72-3341
南さつま商工会議所	0993-53-2244
いちき串木野商工会議所	0996-32-2049
川内商工会議所	0996-22-2267
阿久根商工会議所	0996-72-1185
出水商工会議所	0996-62-1337
霧島商工会議所	0995-45-0313
鹿屋商工会議所	0994-42-3135
奄美大島商工会議所	0997-52-6111
指宿商工会議所	0993-22-2473

20 農林漁業者や食品事業者等からの相談

- ◆ 九州農政局企画調整室
096-300-9461、096-300-6017
(9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
※新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談

- ◆ 鹿児島県による経営・資金相談

〈農業者のための営農・資金相談窓口〉

振興局・支庁相談窓口	電話番号
鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課	099-805-7372
鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課 (日置市駐在)	099-273-3113
南薩地域振興局農林水産部農政普及課	0993-52-3575
南薩地域振興局農林水産部農政普及課 (指宿市十二町駐在)	0993-22-6422
北薩地域振興局農林水産部農政普及課	0996-25-5532
北薩地域振興局農林水産部農政普及課 (出水市駐在)	0996-63-3115
北薩地域振興局農林水産部農政普及課 (さつま町駐在)	0996-52-4515
始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課	0995-63-8215

始良・伊左地域振興局農林水産部農政普及課（伊左市駐在）	0995-23-5127
大隅地域振興局農林水産部農政普及課	0994-52-2142
大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター農業普及課	0994-82-1120
熊毛支庁農林水産部農政普及課	0997-22-0053
熊毛支庁屋久島事務所農林普及課	0997-46-2236
大島支庁農林水産部農政普及課	0997-57-7450
大島支庁農林水産部農政普及課（瀬戸内町駐在）	0997-72-0184
大島支庁喜界事務所農業普及係	0997-65-3019
大島支庁徳之島事務所農業普及課	0997-82-0323
大島支庁沖永良部事務所農業普及課	0997-92-0164
大島支庁沖永良部事務所農業普及課（与論町駐在）	0997-97-4460

〈林業事業者等の融資や返済等に関する相談〉

環境林務部環境林務課 099-286-3334

〈漁業従事者等の融資や返済等に関する相談〉

商工労働水産部水産振興課 099-286-3336

21 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談

◆ 九州運輸局 観光部観光企画課（宿泊事業者、旅行業者等向け）

電話：092-472-2330

FAX：092-472-2334

※ ホテル・旅館等宿泊事業者等からの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等への窓口の案内

※ 旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者等からの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、経済産業局や都道府県労働局の窓口の案内

◆ 九州運輸局観光部国際観光課（通訳ガイド向け）

電話：092-472-2335

FAX：092-472-2334

（九州運輸局の相談窓口についてのホームページ）

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19_consult.html#consult

- ◆ 鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（旅館業営業者・住宅宿泊事業者向け）
電話：099-286-2784
- ◆ 鹿児島県PR・観光戦略部観光課
（旅行業者・旅行業者代理業者・旅行サービス手配業者向け）
電話：099-286-3005

22 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談

- ◆ バス、レンタカー関係
九州運輸局自動車交通部 旅客第一課
092-472-2521
- ◆ タクシー関係
九州運輸局自動車交通部 旅客第二課
092-472-2527
- ◆ トラック関係
九州運輸局自動車交通部 貨物課
092-472-2528
- ◆ 鹿児島県所在の相談窓口
鹿児島運輸支局輸送監査部門
099-261-9192（音声ガイダンス「3」）

23 フェリー、旅客船、貨物船等海事関係事業者からの相談

- ◆ フェリー、旅客船関係
九州運輸局海事振興部 旅客課 092-472-3155
- ◆ 貨物船関係
九州運輸局海事振興部 貨物課 092-472-3156
- ◆ 港湾運送関係
九州運輸局海事振興部 港運課 092-472-3157
- ◆ 造船、船用工業関係
九州運輸局海事振興部 船舶産業課 092-472-3158

24 テレワーク導入に関する相談

- ◆ テレワーク相談センター（厚生労働省委託事業）
0120-861009（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

メール相談：sodan@japan-telework.or.jp

※ 在宅勤務等テレワーク導入についての疑問・相談（助成金申請手続等）

（厚生労働省のテレワーク総合ポータルサイト）

<https://telework.mhlw.go.jp/>

※ テレワークに関する様々な情報を掲載

◆ テレワークマネージャー相談事業（総務省）

044-299-7084（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ テレワークによる効果の説明、テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うためのICT機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談、導入に向けての支援等

役所の手続や公共料金に関すること

25 雇用保険の受給手続等の特例

- ◆ 高齢（おおむね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること、妊娠中であることを理由に来所を控えたい場合等については、①雇用保険受給資格者証（2回目の認定日以降の方）、②失業認定申告書（備考欄に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、安定所に出頭することが困難」と記載）、③返信用封筒（本人の氏名及び返送先の住所を記載）を郵送することにより、郵送での失業の認定が受けられます。
い。
※ 8月20日からの緊急事態宣言期間中に失業の認定日が指定されている受給者の方は、郵送での手続をお願いします。
- ◆ 離職理由の特例として、令和2年2月25日以降に、①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護又は介護が必要となったことから自己都合離職した場合、②本人の職場で感染症が発生したこと、又は本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合、③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*1、特別支援学校*2、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る。*1小学校課程のみ *2高校まで）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合の理由により離職した方は、雇用保険求職者給付の給付制限を適用されないこととなっています。既に給付制限期間中の方も、特例措置が適用されます。
- ◆ 雇用保険の受給期間は、離職の日の翌日から起算して原則1年間ですが、疾病、出産、育児等の理由により30日以上職業に就くことができない日がある場合には、受給期間の延長が認められます。こうした取扱いの一環として、①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える場合、②新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状（風邪の症状や発熱がある場合、強い倦怠感や息苦しさがある場合など）がある場合、③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となった場合も、受給期間（雇用保険の基本手当）を延長することができるとされています。
- ◆ 職業訓練受講給付金について、新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和3年9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特例措置が設けられています。
- ◆ 上記のいずれについても、詳しくは最寄りのハローワークにお問合せください。

26 所得税等の納税の猶予等

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの猶予制度に関する問い合わせ

熊本国税局猶予相談センター

0120-948-540

(フリーダイヤル、8:30~17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

◆ 県内の各税務署（徴収担当）

※ 一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となるときや、災害で財産を損失した場合などの特定の事業があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される場合があります。申請方法等については、下記の所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

〈税務署一覧〉

（自動音声案内）

税務署名	管轄区域	電話番号
鹿児島税務署	鹿児島市、鹿児島郡	099-255-8111
川内税務署	薩摩川内市、さつま郡	0996-22-2830
鹿屋税務署	鹿屋市、垂水市、肝属郡	0994-42-3127
大島税務署	奄美市、大島郡	0997-52-4321
出水税務署	阿久根市、出水市、出水郡	0996-62-0200
指宿税務署	指宿市	0993-22-2548
種子島税務署	西之表市、熊毛郡	0997-22-0440
知覧税務署	枕崎市、南さつま市、南九州市	0993-83-2411
伊集院税務署	日置市、いちき串木野市	099-273-2541
加治木税務署	霧島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	0995-62-2161
大隅税務署	曾於市、志布志市、曾於郡	099-482-0007

27 国民年金保険料の免除、厚生年金保険料の納付の猶予

◆ 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除申請の受付手続きが行なわれています。

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- ② 令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

※ 免除の申請書を必要な添付書類とともに、住民登録をしている市町村又は年金事務所へ提出してください（郵送可）。

お問合せ先

- ・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」0570-003-004
（月曜日～金曜日8:30～19:00、第2土曜日9:30～16:00）
- ・最寄りの年金事務所
（国民年金保険料免除についての日本年金機構のホームページ）
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

- ◆ 厚生年金保険料の納付の猶予（事業者向け）
納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがありますので、お早めに管轄の年金事務所へご相談ください。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み（令和2年1月分～令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

鹿児島県内の年金事務所

年金事務所名	管轄区域		電話番号
	厚生年金保険・健康保険	国民年金	
鹿児島南	鹿児島市、枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	099-225-5311
鹿児島北	鹿児島市の一部、西之表市、日置市、鹿児島郡、熊毛郡	鹿児島市、西之表市、日置市、鹿児島郡、熊毛郡	099-251-3111
川内	薩摩川内市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、薩摩郡、出水郡	同左	0996-22-5276
加治木	霧島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	同左	0995-62-3511
鹿屋	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	同左	0994-42-5121
奄美大島	奄美市、大島郡	同左	0997-52-4341

28 労働保険料の納付の猶予

- ◆ 鹿児島労働局 総務部労働保険徴収室
099-223-8276

- ◆ 県内の各労働基準監督署

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等の納付が困難な場合には、労働保険料等の猶予制度が受けられる場合があります。猶予制度が認められた場合には、猶予期間中の延滞金の免除や、財産の差押えの猶予又は解除といった効果を受けられます。

要件は、①労働保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること、②労働保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること、③納付すべき労働保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること、④換価の猶予を受けようとする労働保険料等のほかに滞納又は延滞金がないこととなっています。

お早めに鹿児島労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

鹿児島県内の労働基準監督署

労働基準監督署名	管轄区域	電話番号
鹿児島	鹿児島市、いちき串木野市、指宿市、西之表市、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市、鹿児島郡、熊毛郡	099-214-9175
川内	薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	0996-22-3225
鹿屋	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、肝属郡、曾於郡	0994-43-3385
加治木	伊佐市、霧島市、始良市、始良郡	0995-63-2035
名瀬	奄美市、大島郡	0997-52-0574

29 県税の徴収の猶予

- ◆ 鹿児島県 税務課
099-286-2194

- ◆ 県内の各県税事務所

鹿児島地域振興局 納税課	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡	099-805-7241
--------------	-----------------------	--------------

南薩地域振興局 県税課	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	0993-52-1315
北薩地域振興局 県税課	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、出水郡	0996-25-5202
始良・伊佐地域振興局 県税課	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡	0995-63-8114
大隅地域振興局 県税課	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	0994-52-2093
熊毛支庁 県税課	西之表市、熊毛郡	0997-22-0063
大島支庁 県税課	奄美市、大島郡	0997-57-7225

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業の売上や給与収入等に相当な減少があり、県税を一時的に納付できない事情がある方については、県税の納付を猶予することができます。

30 市町村税、国民健康保険料（税）、介護保険料の減免、猶予

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件に該当すれば納付が猶予される場合がありますので、お住まいの市町村の税務担当課にお問合せください。
- ◆ 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度に加入されている方々で、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等は、保険料（税）の減免を受けられる場合があります。詳しい条件や手続については、お住まいの市町村の医療保険、介護保険担当課（組合員にあってはご加入の国保組合、後期高齢者医療制度にあっては後期高齢者医療広域連合）にお問合せください

31 電気料金・NTT電話料金・NHK受信料の支払についての相談

- ◆ 電気料金（九州電力）
新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に料金のお支払いが困難となった方は、令和2年3月分（3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限る。）から令和3年10月分の料金の支払期日がそれぞれ5か月間～1か月間延長されますので、最寄りの営業所にお問合せください。
- ◆ NTT電話料金
支払期限が令和2年12月末日以降となっている料金について、期限までの支払が困難となっている方からお申し出があった場合、令和3年11月末日まで支払期限が延長されます。詳しくは下記の相談窓口にお問い合わせください。

- NTT西日本、NTTドコモ
NTTファイナンス料金センター 0880-333-0550
- NTTコミュニケーションズ
ビルングカスタマセンター 0120-506-100

◆ NHK受信料

期日までに受信料の支払が難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙での支払を希望される場合等の相談窓口

鹿児島放送局（営業）

099-805-7077（平日 10:00~17:00）

※ 事業所契約に関する受信料免除やその他の特例措置については、上記相談窓口にお問合せください。

32 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

◆ 協会けんぽ鹿児島支部

電話：099-219-1734（8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

FAX：099-219-1743

※ 被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

33 運転免許証の有効期間の措置延長措置等

◆ 鹿児島県交通安全教育センター 鹿児島県警察本部交通部免許管理課免許登録係
099-266-0111

◆ 鹿児島県内の各警察署（交通課）

※ 新型コロナウイルスの感染やそのおそれを理由に免許証の更新期間が過ぎてしまいそうな方

運転免許証に記載された有効期間の末日が令和3年12月28日又は既に運転免許証の有効期間の延長措置を行い、延長後の有効期間が令和3年12月28日までの方は、有効期間の末日までに交通安全教育センター又は県内の各警察署、幹部派出所に申し出て手続きをしていただくことで、「運転免許証の有効期間の末日から3月を経過する日（指定日）」まで運転が可能になります。

交通安全教育センターへの郵送による申請も可能（本人申請のみ）ですので、詳細は交通安全教育センターにお問合せください。

※ 運転免許証の更新期間が過ぎてしまった方

運転免許証の更新を予定されている方で、

・新型コロナウイルス感染又は新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状のあ

る場合

- 新型コロナウイルスの感染を避けるため、鹿児島県交通安全教育センター、各警察署、幹部派出所へ行くことができなかった場合に、運転免許の有効期限までに更新手続きを行うことができず、運転免許を失効させてしまった場合には、運転免許の失効後3年以内かつ当該事情が止んだ日から1か月以内であれば、学科試験、技能試験が免除され、運転免許の再取得（失効手続き）が可能です。この手続きを行う場合、再取得に係る手数料が減額されます。

詳細は交通安全教育センター、各警察署等にお問合せください。

ご家庭に関することやその他の情報

34 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について

- ◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を開発しています。ご自身のスマートフォンにインストールして、利用いただきますようお願いいたします。

COCOAは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されています。

（COCOAについての厚生労働省のホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

35 Go To トラベル事業について

- ◆ Go To トラベル事業は、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額が支援されます。支援額のうち、①7割は旅行代金の割引、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。一人一泊当たり2万円が上限で、日帰り旅行については、1万円が上限とされています。

※ 旅行代金割引に加え、地域共通クーポンとして付与されることとなっています。

※ 令和3年3月8日（月）から当面の間、事業の適用一時停止措置の継続に伴い、地域共通クーポンの利用も継続して一時停止となっています。一時停止期間中は引き続き、旅行会社・宿泊施設での地域共通クーポンの配布を停止し、全ての取扱店舗にて地域共通クーポンを利用することができなくなっています。

- ◆ Go Toトラベル事業についての問合せ先は、以下のとおりです。

〈一般利用者の方〉

0570-002442（10：00～19：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

IP電話等の場合03-6636-9457

〈事業者の方〉

0570-017345（10：00～19：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

IP電話等03-6747-3986

〈Go Toトラベル事業についてのホームページ〉

旅行者向け <https://goto.jata-net.or.jp/>

事業者向け <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

36 Go To Eat キャンペーンについて

◆ 感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援するため、国が以下の取組を行うキャンペーンです。GoToEatキャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要となります。

- ① 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行
地域の飲食店で使える、プレミアム付食事券を各都道府県等の単位で販売
 - ・ プレミアム付食事券は、販売額の25%を国が負担（例：12,500円の食事券を10,000円で購入可能）
 - ・ プレミアム付食事券でお支払いの際、おつりはできません。
 - ・ 購入制限：1回の購入に当たり、20,000円分まで（エリアによっては、8,000円単位での販売となり、購入上限が16,000円までとなる場合があります。）
 - ・ 販売期間や有効期限は地域ごとに異なります。
- ② オンライン飲食予約の利用によるポイント付与
オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をした方に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントが付与されます。GoToEatキャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要となります。
 - ・ 付与されるポイント：昼食時間帯は500円、夕食時間帯（15:00～）は1,000円分のポイントを付与
 - ・ ポイント付与の上限：1回の予約あたり10人分（最大10,000円分のポイント）
 - ・ ポイント付与の期間は令和3年1月末まで、ポイントの利用期限はオンラインのサイトごとに設定されています。

◆ GoToEatキャンペーンについての問い合わせ先は、以下のとおりです。
GoToEatキャンペーンコールセンター
0570-029-200（10:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

（GoToEatキャンペーンについてのホームページ）

<https://gotoeat.maff.go.jp/>

37 Go To 商店街事業について

◆ GoTo 商店街事業は、3密対策等の感染防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するものです。

取組を全国津々浦々で展開すべく、Go To商店街事務局からイベント等を実施する商店街等の募集が行われ、商店街等よりご応募いただいた提案について、審査を経て、実施する商店街等が決定されます。

現在、集客を伴う商店街イベント等の全国一斉の一時停止措置が継続されています。

- ◆ 問合せ先は、以下のとおりです。

GoTo 商店街事務局

03-5544-7612（10:00～18:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

GoTo商店街事業についてのホームページ

<https://gotoentry.meti.go.jp/>

38 Go To イベント事業について

- ◆ Go Toイベント事業は、チケットの割引・クーポンの付与により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を目的とした事業です。

チケット代の2割相当分の割引支援又はチケット代の2割相当分の会場等での物販等で利用できるクーポンが付与されます。

※ フィジカルに開催されるイベントについて、現在、全国一律にGo Toイベント対象チケットの新規販売が停止されています。オンライン開催のイベントについては引き続き支援対象となっています。

- ◆ 問合せ先は、以下のとおりです。

お客様・イベント主催者専用窓口

0570-005-272（平日8:30～19:00、土日祝日10:00～19:00）

チケット販売事業者等専用窓口

03-6384-5206（通常時は10:00～17:00、緊急事態宣言下は、11:00～16:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

Go Toイベント事業についてのホームページ <https://gotoevent.go.jp/>

39 不当な差別やいじめ等についての相談

- ◆ みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

0570-003-110

（ナビダイヤル、8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ◆ 子どもの人権110番

0120-007-110

（フリーダイヤル、8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

40 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルについての相談

- ◆ 消費者ホットライン

188（お近くの消費生活センターにつながります。）

- ◆ 国民生活センター新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン
0120-797-188
(フリーダイヤル、10:00~16:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- ◆ 鹿児島県消費生活センター
099-224-0999 (月曜日~金曜日9:00~17:00、土曜日10:00~16:00)
- ◆ 大島消費生活相談所
0997-52-0999 (平日9:00~17:00、12月29日~1月3日を除く。)
- ◆ 鹿児島県警察本部 警察相談専用電話
#9110

41 配偶者等からの暴力(DV)についての相談、児童虐待についての相談

- ◆ DV相談ナビ
#8008
(全国共通番号。お近くの配偶者暴力相談支援センターにつながります。)
- ◆ DV相談+ (プラス)
0120-279-889 (24時間受付)
ホームページ (<https://soudanplus.jp/>) から、メール、チャット(12:00~22:00)での相談も受け付けています。
- ◆ 鹿児島県男女共同参画センター相談室
099-281-6630 (9:00~17:00、原則、月曜日を除く。)
- ◆ 鹿児島県女性相談センター
099-221-6631
- ◆ 全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル
189 (無料、お住まいの地域の児童相談所につながります。)

鹿児島県内の児童相談所

- ・中央児童相談所 099-264-3003
- ・大隅児童相談所 0994-43-7011
- ・大島児童相談所 0997-53-6070

42 法律相談の窓口

- ◆ 鹿児島県弁護士会
099-226-3765 (要予約、平日 9:30~12:00、13:00~16:00)

43 県社会保険労務士会の相談窓口

- ◆ 解雇、サービス残業、賃金支払、労働時間、保険制度など労働に関するさまざまなトラブル等の相談（無料）窓口

総合労働相談室

099-257-4827

（毎週火・木曜日 17:00～19:00、毎月第3土曜日 13:00～17:00、祝日を除く。）

お役立ち情報ウェブサイト

44 首相官邸

- ◆ 新型コロナウイルス お役立ち情報
https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

45 内閣官房

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策
<https://corona.go.jp/>

46 厚生労働省

- ◆ 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

47 経済産業省

- ◆ 新型コロナウイルス感染症関連
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

48 鹿児島県

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する情報
<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/covid19.html>

がいこくじんむ じょうほう そうだんまどぐち
外国人向けの情報、相談窓口

がいこくじん じょうほう そうだんまどぐち
49 外国人の情報、相談窓口

- ◆ がいこくじんせいかつしえん
外国人生活支援ポータルサイト
A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals(Immigration Services Agency)
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html
- ◆ ざいりゅうしかく そうだん
在留資格などについての相談
ふくおかしゆつにゆうこくざいりゅうかんりきよくか こし ましゅつちようしよ
福岡出入国在留管理局鹿児島出張所
099-222-5658
- ◆ こうせいろうどうしやう がいこくじんむけ しえんさく
厚生労働省の外国人向けの支援策をまとめたホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html
- ◆ にほんせいふかんこうきよく
日本政府観光局（JNTO）
050-3816-2787（24時間、365日対応）

たいおうげんご えいご ちゆうごくご かんごくご にほんご
〈対応言語〉 英語、中国語、韓国語、日本語

たいおうはんい びやうき じこうとう きんきゆうじあんない さいがいじあんない いっばんかんこうあんない
〈対応範囲〉 病気、事故等の緊急時案内、災害時案内、一般観光案内
- ◆ がいこくごじんけんそうだん
外国人権相談ダイヤル
0570-090-911
（ナビダイヤル、9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ※ ふとう さべつ どう そうだん
不当な差別やいじめ等についての相談。
ちか ほうむきよく ちほうほうむきよく
お近くの法務局・地方法務局につながります。
- たいおうげんご
〈対応言語〉
えいご ちゆうごくご かんごくご こ こ こ
英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、
こ こ こ こ
ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語
- ◆ そうだん
DV相談+（プラス）
0120-279-889（24時間受付）

※ あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）の相談。専門の相談員につながります。

〈対応言語〉

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

◆ 鹿児島県の外国人総合相談窓口

070-7662-4541

（火曜日～日曜日、9:00～17:00、12/29～1/3を除く。）

〈対応言語〉

日本語、英語、ベトナム語は相談窓口で対応

その他の言語（中国語、タガログ語、韓国語、インドネシア語、ネパール語、クメール語、タイ語、ミャンマー語、ポルトガル語、スペイン語、マレー語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、モンゴル語、シンハラ語）は、多言語コールセンターなどを活用



お役立ち情報は、各関係機関・団体等のホームページで日々更新されています！